

清水町簡易宿泊・民泊仲介サイト等利用手数料給付金 交付申請書

(宛先) 清水町長

申請者	個人	(自宅住所) 〒 (氏 名)	印
	法人	(所在地) 〒 (名 称) (代 表 者 職・氏名)	印

清水町簡易宿泊・民泊仲介サイト等利用手数料給付金交付事業に係る給付金の交付を受けたいので、同交付要綱第4条の規定により次のとおり申請し、給付決定された場合は下記の口座に振り込まれるよう申し込みます。

【以下「清水町処理欄」以外は、全て記入してください。】

※修正を行う際は、修正テープ等は使用せず、訂正印にて修正してください。

①	支給年度/事業の名称	令和5年度 清水町簡易宿泊・民泊仲介サイト等利用 手数料給付金交付事業		④ 業態 □住宅宿泊事業法 届出番号 □旅館業法 (簡易宿所営業) 許可番号
②	物件名 ・ 物件所在地	物件名： 所在地：清水町		
③	民泊仲介サイト名 事業者名			
⑤	給付金申請額	【利用手数料】 月から 月分 宿泊決済額 円×利用手数料 % = 円 1円未満端数切り捨て		
		【民泊等運営経費】 総額経費 円 × 1/2 = 円 (上限10万円) 1,000円未満端数切り捨て		
⑥	振込先	銀行・農協・金庫		店
		普通 ・ 当座	口座番号	口座名義人

※ 添付必須書類（添付書類を確認の上、□に✓を御記入願います。）

- 民泊等仲介サイト事業者により定められた利用手数料の支出が確認できる書類の写し
- 民泊等運営に係る経費の領収書等の写し
- 写真（民泊等運営のために設置した備品等を撮影したもの）
- 振込先の通帳の写し（⑥振込先（カナ）の記載事項を確認できるページ）
- 交付の決定に当たり、納税等に関する情報を公募等により確認することを承諾します

□ 次の事項全てに相違ないことを誓います。（□に✓を御記入願います。）

- ・清水町簡易宿泊・民泊仲介サイト等利用手数料給付金交付要綱第2条第5号に規定する暴力団等に該当しない。
- ・法令又は要綱に違反したとき又は虚偽その他の不正が判明した場合は、給付金を返還することに同意する。

【清水町処理欄 ※記入不要】

処理年月日	給付決定 ・ 不交付	給付決定額	審 査	不承認理由	確認日時・内容 / : ⑥ □ 入力
令和 年 月 日					